機密性２情報

事　務　連　絡
令和３年３月３日

三重県土地家屋調査士会長　古尾圭一　殿

津地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）伊藤登志也
（　公　印　省　略　）

令和３年度の固定資産評価替えに伴う評価額のない新築建物の課税標準価額の認定基準の改訂等について

平素は，登記行政の円滑な運営等に対して，格別の御理解，御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，令和３年度は，地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４１条第６号に定める基準年度に当たることから，当局管内新築建物課税標準価格認定基準表を別添１のとおり改訂し，また，当局経年減価補正率表を別添２のとおり改正し，令和３年４月１日から適用することとしました。

つきましては，「当局管内新築建物課税標準価格認定基準表」及び「経年減価補正率表」の改訂等につき，貴会員各位に周知していただきますようお願い申し上げます。

なお，当局の「建物の種類別の認定基準対応表」（別添３参照）の変更はありませんので，申し添えます。

津地方法務局管内新築建物課税標準価額認定基準表

別添 1

（基準年度 ： 令和3年度）

（1平方メートル単価・単位：円）

種類＼構造	木　造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
居宅	91,000	－	103,000	106,000	128,000	－
共同住宅	88,000	－	103,000	106,000	128,000	－
旅館・料亭・ホテル	93,000	－	－	132,000	－	－
店舗・事務所・百貨店・銀行	72,000	－	68,000	85,000	－	－
劇場・病院	79,000	－	－	130,000	130,000	－
工場・倉庫・市場	42,000	53,000	32,000	72,000	117,000	－
土　蔵	－	－	－	－	－	－
附属家	56,000	71,000	43,000	96,000	－	－

※　本基準により難い場合は，類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

経　年　減　価　補　正　率　表

1 木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補 正 率
1	0.80
2	0.75
3	0.70
4	0.67
5	0.64
6	0.62
7	0.59
8	0.56
9	0.53
10	0.50
11	0.48
12	0.45
13	0.42
14	0.39
15	0.37
16	0.34
17	0.32
18	0.30
19	0.28
20	0.25
21	0.24
22	0.24
23	0.23
24	0.22
25	0.21
26	0.21
27以上	0.20

2 非木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補 正 率
1	0.9579
2	0.9309
3	0.9038
4	0.8803
5	0.8569
6	0.8335
7	0.8100
8	0.7866
9	0.7632
10	0.7397
11	0.7163
12	0.6929
13	0.6695
14	0.6460
15	0.6225
16	0.5992
17	0.5757
18	0.5523
19	0.5288
20	0.5054
21	0.4820
22	0.4585
23	0.4388
24	0.4189
25	0.3992
26	0.3794
27	0.3596
28	0.3398
29	0.3228
30	0.3059
31	0.2916
32	0.2774
33	0.2631
34	0.2488
35	0.2345
36	0.2294
37	0.2243
38	0.2191
39	0.2140
40	0.2089
41	0.2071
42	0.2053
43	0.2036
44	0.2018
45以上	0.2000

※本表は，令和2年11月6日付け総務省告示第322号による改正後の固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）の「木造家屋経年減点補正率基準表」及び「非木造家屋経年減点補正率基準表」から平均値を算出したものである。

別添 3

建物の種類別の認定基準対応表

	建物の種類（不登規則及び不登準則）	評価のない新築建物の課税標準価格の認定基準上の「建物の種類」
1	居　宅	居宅
2	店　舗	店舗・事務所・百貨店・銀行
3	寄宿舎	共同住宅
4	共同住宅	共同住宅
5	事務所	店舗・事務所・百貨店・銀行
6	旅　館	旅館・料亭・ホテル
7	料理店	旅館・料亭・ホテル(又は店舗)
8	工　場	工場・倉庫・市場
9	倉　庫	工場・倉庫・市場(又は土蔵)
10	車　庫	附属家(又は倉庫)
11	発電所	工場・倉庫・市場
12	変電所	工場・倉庫・市場
13	校　舎	店舗・事務所・百貨店・銀行
14	講　堂	店舗・事務所・百貨店・銀行
15	研究所	店舗・事務所・百貨店・銀行
16	病　院	劇場・病院
17	診療所	劇場・病院(又は店舗)
18	集会所	店舗・事務所・百貨店・銀行
19	公会堂	劇場・病院
20	停車場	工場・倉庫・市場
21	劇　場	劇場・病院
22	映画館	劇場・病院
23	遊技場	店舗・事務所・百貨店・銀行
24	競技場	劇場・病院
25	野球場	劇場・病院
26	競馬場	劇場・病院
27	公衆浴場	工場・倉庫・市場
28	火葬場	工場・倉庫・市場
29	守衛所	店舗・事務所・百貨店・銀行
30	茶　室	居宅
31	温　室	工場・倉庫・市場
32	蚕　室	工場・倉庫・市場
33	物　置	附属家(又は土蔵)
34	便　所	附属家
35	鶏　舎	工場・倉庫・市場
36	酪農舎	工場・倉庫・市場
37	給油所	店舗・事務所・百貨店・銀行

※上記分類により難い事情がある場合は，個別具体的に判断することとする。

また，上記分類にない「建物の種類」については，どの建物の種類に最も類似するか，個別具体的に検証し，「認定基準上の建物の種類」を適用すること。